

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成21年10月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2．対外公表文は別途決定すること。

(21年10月14日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年10月14日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. わが国の景気は持ち直しつつある。すなわち、公共投資が増加を続けているほか、内外の在庫調整の進捗や海外経済の持ち直し、とりわけ新興国の回復などを背景に、輸出や生産も増加を続けている。そうしたもとで、企業の景況感は、製造業大企業を中心に、改善の動きがみられる。設備投資は、厳しい収益状況などを背景に減少を続けているが、減少ペースは緩やかになってきている。一方、個人消費は、各種対策の効果などから一部に持ち直しの動きが続いているものの、厳しい雇用・所得環境が続く中で、全体としては弱めの動きとなっている。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが広がっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、下落幅が拡大している。

3. 2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待が大きく変化しない中、海外経済や国際金融資本市場の回復に加え、金融システム面での対策や財政・金融政策の効果もあって、わが国経済は持ち直していくと考えられる。物価面では、消費者物価の前年比は、当面、現状程度で推移したあと、中長期的なインフレ予想が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、下落幅を縮小していくと考えられる。こうした動きが持続すれば、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられる。もっとも、海外経済や国際金融資本市場の動向など、見通しを巡る不確実性は大きい。

4. リスク要因をみると、景気については、新興国の回復といった上振れ要因はあるが、国際的な金融経済情勢、企業の中長期的な成長期待の動向など、景気の下振れリスクが高い状況が続いている。物価面では、景気の下振れリスクの顕在化、中長期的なインフレ予想の下振れなど、物価上昇率が想定以上に低下する可能性がある。

5. 日本銀行としては、当面、景気・物価の下振れリスクを意識しつつ、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

（注）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

(21年10月30日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年10月30日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年10月30日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営と各種時限措置の取り扱いについて、以下のとおり決定した。

1. 当面の金融政策運営

当面、現在の低金利水準を維持するとともに、金融市場における需要を十分満たす潤沢な資金供給を通じて、きわめて緩和的な金融環境を維持していく。

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、以下のとおり

とする（全員一致^(注1)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.1%前後で推移するよう促す。

2. 各種時限措置の取り扱い^(注2)

日本銀行では、昨年秋以降、金融市場の極端な収縮に対応するため、CP・社債の買入れなど中央銀行として異例の対応を含め、各種の時限措置を導入した。最近のわが国の金融環境をみると、厳しさを残しつつも、CP・社債市場をはじめ改善の動きが広がっている。今後とも、金融市場の安定を確保し、それを通じて企業金融の円滑化を支援していく上では、金融市場の状況変化に即応した、最も効果的な金融調節手法を採用することが必要である。日本銀行は、こうした考え方にに基づき、各種時限措置の取り扱いを以下のとおりとすることとした。

(1) 企業金融支援特別オペ

企業金融支援特別オペについては、年度末に向け、金融市場の安定確保に万全を期すため、その実施期限を来年3月末まで延長した上で完了する。4月以降は、より広範な担保を利用できる共通担保オペ等の金融調節手段を活用して潤沢な資金供給を行う態勢に移行する。

(2) CP・社債買入れ

CP・社債買入れについては、CP・社債の発行環境が大幅に好転し、CP・社債市場の機能回復という所期の目的を達成したことを踏まえ、予定通り、本年12月末をもって措置を完了する。

(3) 担保要件の緩和措置

民間企業債務およびABCPの担保要件の緩和措置については、引き続き、企業金融の円滑化を支援する上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、その実施期限を、来年12月末まで延長する。

(4) 補完当座預金制度

補完当座預金制度は、金融市場における需要を十分満たす潤沢な資金供給を行いつつ、円滑な金融市場調節を実施する観点から、その実施期限を、当分の間延長する。

以 上

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

(注2) 水野委員は、企業金融支援特別オペについて来年3月末で完了すること、および社債買入れについて本年12月末で完了することに反対した。

(21年10月30日決定)

「経済・物価情勢の展望(2009年10月)」の基本的見解を決定する件

(案件)

標題の件に関し別紙のとおり決定すること。

(別紙)

2009年10月30日

日本銀行

経済・物価情勢の展望(2009年10月)

【基本的見解】¹

わが国を含め世界経済は、昨年秋以降の金融危機がもたらしたパニック的な経済・金融活動の収縮という深刻な事態からは脱出しつつある。国際金融資本市場には改善の動きが拡がり、世界経済は持ち直している。もっとも、これまでの国際金融資本市場や世界経済の安定化は、民間部門における様々な調整の進捗に加え、各国当局による大規模な政策発動に支えられている面も大きい。今後の世界経済は、米欧におけるバランスシート調整の帰趨、世界経済の持ち直しに大きく貢献している新興国経済の動向などに左右される。これらに関する不確実性は、一頃に比べ低下したとはいえ、依然高い状況にある。こうした点を踏まえ、先行きの経済・物価情勢を展望するに当たっては、中心的な見通しと様々なリスク要因に十分注意を払って点検を行うことが必要である。

¹ 10月30日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

(経済情勢の見通し)

2009 年度前半のわが国経済は、前年度後半の急激かつ大幅な悪化から、持ち直しに向かった。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の持ち直し、とりわけ新興国の回復などを背景に、輸出・生産は大きく増加した。また、政府による経済対策の実施に伴い、公共投資は増加を続けた。もっとも、厳しい収益環境や低い稼働率などを背景に設備投資は大幅な減少を続けた。個人消費は、各種対策の効果などから耐久消費財に持ち直しの動きが窺われたものの、雇用・所得環境が厳しさを増す中で、全体としては弱めの動きとなった。

先行き 2009 年度後半から 2011 年度を展望すると、わが国経済は、他の先進国と同様、世界経済の動向に引き続き大きく左右される展開を辿る可能性が高い。現在、わが国の景気は持ち直しつつあり、2009 年度後半は、海外経済の改善と経済対策の効果を背景に、景気は持ち直していくとみられる。2010 年度もこの傾向は維持されるものの、世界経済の回復のペースが緩やかなものに止まるとみられること、国内においても需要刺激策の効果が減衰する中で、雇用・賃金面の調整圧力が残存することなどから、年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースも緩やかなものとなる可能性が高い。その後は、米欧におけるバランスシート調整が相応に進捗するとともに、わが国においても、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられる。このため、2011 年度には、わが国の成長率は、潜在成長率を明確に上回るペースまで高まる見通しである²。

² 最近時点のわが国の潜在成長率を利用可能なデータで推計すると、大幅な景気悪化により、資本ストックの伸び率が低下していることなどを反映し、従来推定されていた水準よりも低下しているとみられる。見通し期間中の潜在成長率については、一定の手法で推定すると、2009 年 4 月の展望レポート時点の「1%前後」から低下し、「0%台半ば」と計算される。もっとも、経済が大きく変動している現状では、こうした推計について、相当幅をもってみる必要がある。

こうした見通しの内容を、やや詳しくみると、以下の通りである。

■ 海外経済

海外経済は、全体として、緩やかに回復していく姿を想定している。2009年度後半は、米欧では、需要刺激策や在庫調整の進捗を背景に景気は持ち直していくと考えられる。新興国・資源国では、もともとバランスシート問題が軽微なため景気刺激策の効果がより強く現れやすいことに加え、海外からの資本流入の影響や先進国向け輸出の回復もあって、高めの成長を維持するとみられる。2010年度にかけては、各国におけるこれまでの需要刺激策の効果が減衰することから、一時的に回復の勢いが弱まる可能性があるが、米欧当局はマクロ経済政策により景気回復を支えていく姿勢をとっていること、新興国においては内需が潜在的に強いことなどを踏まえると、世界経済の回復基調が途切れる可能性は低いと考えられる。このため、2011年度にかけて世界経済の成長率は徐々に高まっていくとみられる。ただし、世界経済は2000年代半にかけて蓄積された様々な過剰を調整しながらの回復過程にあり、特に米欧ではバランスシート調整の影響が長引くことから、全体として成長のペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。

■ 企業部門

製造業では、世界的な在庫調整の進捗や各種政策による需要押し上げ効果により、輸出・生産が増加している。もっとも、生産の水準はこれまでの落ち込みが大きかったこともあり、なお低い水準に止まっている。今後、在庫調整の影響が後退していくほか、内外における需要刺激策の効果が減衰するにつれ、生産の増加ペースが一時的に弱まる局面はありうるが、世界経済の緩やかな回復傾向が持続する限り、生産の増加基調は失われない

ものとみられる。また、グローバルな需要に関する企業の中長期的な成長期待が大きく下振れするという事態が生じない限り、生産の増加や企業収益の復調に伴い、設備投資も徐々に回復していくと見込まれる。一方、非製造業や中小企業については、製造業におけるコスト削減努力が需要の押し下げ圧力として働くほか、後述するような家計部門の厳しさを踏まえると、回復は製造業より遅れる可能性が高い。

■ 家計部門

個人消費は、各種対策の効果により耐久消費財で持ち直しの動きが続くとみられるものの、厳しい雇用・所得環境が続く中で、全体としては弱めの動きが続く可能性が高い。最近では、輸出・生産の増加を背景に、所定外労働時間が増加しているほか、新規求人倍率も下げ止まるなど、雇用指標の一部に変化がみられる。もっとも、労働需給の緩和基調は当面続くとみられるほか、賃金も特別給与を中心に厳しい状況が続くものと考えられる。雇用・所得環境の改善は、企業収益の回復に遅れる傾向があるため、個人消費の持続的な回復が展望できるのは、見通し期間の後半となる可能性が高い。

■ 金融環境

わが国の金融環境をみると、C P・社債の発行環境が大幅に好転しているほか、金融機関の貸出態度の厳しさが後退し始めるなど、改善の動きが広がっている。先行きについても、米欧に比べわが国金融システムの頑健性が維持される中、金融機関の貸出態度など、企業の資金調達を巡る情勢は引き続き改善していくものとみられる。一方、資金需要面をみると、昨年度後半以降急激に高まった手許資金積み増しの動きが沈静化しているほか、設備資金需要なども減少傾向が続くとみられる。このような資金需要の減少を背景に、企業の資金繰りが改善する動きと、銀行貸出やC P発

行残高が減少するという動きは、並存していく可能性が高い。特に銀行貸出については、昨年度後半、C P・社債の発行が難しくなった時期に、これらに替わる資金供給手段として大きく残高が増加した。したがって、C P・社債市場の改善に伴い、今後、銀行貸出は弱めに推移する可能性が高い。この間、一部非製造業や中小企業を巡る金融環境は、企業業績の改善が製造業や大企業に比べ遅れる傾向があるため、厳しさが残るものとみられる。2010年度以降は、企業の資金調達環境の改善に加え、企業収益の回復を背景に低金利の持つ景気刺激効果が強まり、こうした金融環境全般の改善が、民間需要の自律的な回復を後押しすると期待される。

(物価情勢の見通し)

以上の経済の見通しのもとで、先行きの物価を巡る環境についてみると、まず、財・サービスのマクロ的な需給バランスを反映する労働や設備の稼働状況は、景気が持ち直すにつれて回復していく姿が想定される。ただし、出発点となる本年度初の稼働状況の落ち込み幅が異例に大きかったため、労働や設備の稼働状況は、見通し期間の終盤頃に向け時間をかけて過去の平均的な水準に近づいていく可能性が高い。次に、ユニット・レーバークスト(生産1単位当たりの人件費)は、企業による賃金の抑制姿勢を背景に、低下していく可能性が高い。この間、中長期的な予想物価上昇率は、長期金利の動向や、家計や企業を対象としたアンケート調査等からみて大きくは変化していない。また、国際商品市況は、年明け以降、最近時点まで上昇してきたが、世界経済の成長のペースが緩やかなものに止まる可能性が高いことを踏まえ、先行きは概ね横ばい圏内での推移を想定している。

以上の環境を前提に、物価情勢の先行きを物価指数に即してみると、国

内企業物価指数の前年比は、マクロ的な需給バランスの悪化を反映して、2009年度後半も下落を続けるが、国際商品市況の動向を反映し、下落のペースは鈍化するとみられる。2010年度以降は、マクロ的な需給バランスの改善に伴い、下落幅は徐々に縮小すると見込まれる。

消費者物価指数（除く生鮮食品、以下同）の前年比は、2009年度後半には、前年における石油製品価格高騰の反動の影響が薄れてくるため、下落幅はやや大きく縮小する。2010年度以降は、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移すると見込まれる中で、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することから、消費者物価指数の前年比下落幅は、引き続き縮小していくと考えられる。もっとも、上述したとおり労働や設備の稼働水準の回復は緩やかであり、ユニット・レーバ・コストも弱めの動きを続けるとみられるため、消費者物価指数の下落幅の縮小ペースは緩慢なものに止まると見込まれる。

なお、物価が下落を続ける経済においては、物価下落が起点となって景気を下押しするかどうか重要な問題となる。現在の物価見通しでは、緩やかとはいえ、見通し期間を通じて物価の下落幅は縮小していくとみられるうえ、金融システムや中長期的な予想物価上昇率が安定していることも踏まえると、物価下落が起点となって景気を下押しする可能性は小さいと考えられる。

（上振れ・下振れ要因）

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通しであるが、冒頭に触れたとおり、こうした見通しを巡る不確実性は、一頃に比べ低下したとはいえ、依然高い状況にある。まず、先行きの経済情勢については、以下のような上振れまたは下振れ要因がある。

第1に、米欧におけるバランスシート調整の帰趨である。資産価格の行き過ぎた上昇を伴って債務が大きく拡大した場合、その後の調整過程において、過大な債務比率を正常な状態に戻すため支出が抑制されることは避けられない。過去、日本を含め、こうした調整の大きさと期間が当初の予想を上回るケースが少なからずみられた。米欧のバランスシート調整の過程においても、同様の動きとなる可能性も意識しておく必要がある。すなわち、家計部門を中心に、過大な債務比率を修正する過程で支出抑制傾向が長く続くことがありうる。金融部門では、信用仲介機能が円滑に働かない状況が長期化し、経済活動に対する下押し圧力が長引くリスクがある。また、こうした下で、实体经济や金融システムに脆弱性が残存する中では、何らかのショックをきっかけに再びグローバルな金融資本市場や金融システムが動揺するリスクもある。この場合、わが国の金融資本市場や金融システムにも相応の影響が及び、これが景気を下振れさせることになる。

第2に、新興国・資源国経済の動向である。中国では、大規模なマクロ経済政策の実施に伴い、内需を中心に高めの成長を実現している。その影響は周辺のアジア新興国や資源国にも及んでいる。また、国際金融資本市場の改善や先進国における大規模な金融緩和は、新興国等に対する資本流入を促し、この面からも、これらの国々の实体经济を後押ししているとみられる。こうした動きがさらに強まる場合、新興国等の経済動向は、わが国経済に対する上振れ要因となる。一方、新興国等における為替政策やマクロ政策の運営次第では、これらの国々の景気が過熱し、資源価格が上昇するおそれがある。この場合、わが国に対しては、資源価格高に伴う交易条件の悪化により、国内民間需要に対する下押し要因となる可能性もある。

第3に、世界各国で取り組んでいる各種政策の今後の展開である。昨年

秋以降、日本を含め世界各国は、財政・金融政策、金融システム対策など様々な面で、大規模な政策対応を講じてきた。これらの効果によって、国際金融資本市場には改善の動きが拡がり、世界経済は持ち直している。こうした政策運営の今後の展開は、わが国も含め世界経済の動向に大きな影響を与えることになる。すなわち、民間需要が依然として脆弱な状況のもとで、公的な需要刺激策の効果が薄れていく場合には、景気が下振れるリスクがある。この場合、保護主義的な動きが拡がり、貿易や金融取引の縮小を通じて、世界経済を更に下押しするリスクがあることにも注意する必要がある。一方、成長率が高まっていく中で緩和的な金融環境が過度に長期間維持されると、経済活動や物価の振幅を大きくするリスクがあることについても、引き続き留意する必要がある。また、必要以上に長期間に亘って公的措置が維持された場合には、非効率な分野に資源が滞留することによって、経済全体の生産性が低下する可能性もある。公的債務残高が増加する中で、財政規律や金融政策運営に対する信認が低下する場合には、長期金利の大幅な変動など金融資本市場に悪影響を及ぼすリスクも存在する。

第4に、企業の中長期的な成長期待の動向である。見通しでは、グローバル需要に関する中長期的な成長期待が維持される中で、海外経済の持ち直しを背景に、設備投資も緩やかに回復することを想定している。しかし、海外経済の下振れなど何らかのきっかけで、わが国の企業の中長期的な成長期待が低下する場合には、設備投資を中心に景気が下振れる可能性がある。また、新興国の持続的成長が展望される一方で、わが国経済の成長期待が回復しない場合には、新興国への投融資が増加する一方で、国内投資が抑制された状態が続く可能性もある。企業の中長期的な成長期待が下振れた場合には、先行きの雇用・所得に対する不安感が高まることによって、

家計支出の抑制に繋がるリスクもある。

次に、物価情勢の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の不確実性がある。景気について上述のような上振れ・下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。また、物価に固有のリスク要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率が挙げられる。わが国経済は、先行きにかけて、労働や設備の稼働状況は回復していくと見込まれるものの、そのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。こうした環境のもとで、企業や家計が持続的な物価下落を予想するような事態が生じた場合には、実際の物価も、賃金とともに下落幅を拡大するリスクがある。第2に、マクロ的な需給バランス、あるいは労働や設備の稼働状況を把握する上での不確実性が大きいことに留意する必要がある。経済が構造的な需要の変化を伴って大幅に落ち込んでいる場合には、資本ストックの陳腐化や削減などから、経済の供給能力や潜在成長率も低下している可能性がある。この場合、過去のデータに依拠した需給ギャップに基づいてマクロ的な需給バランスを推定すると、結果として物価下落圧力を過大に見積もるリスクが存在する。第3に、輸入物価の動向が挙げられる。原油をはじめとする一次産品の価格動向には上下両方向に不確実性が大きい。世界経済の下振れに伴い、一次産品価格も下落するリスクがある一方、新興国の成長が予想以上に強いものである場合や、現在の極めて景気刺激的な政策が維持された場合には、一次産品価格が予想以上に上振れる可能性がある。また、為替相場の変動も、实体经济の振幅を通じるルートに加え、輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらす得る。

(金融政策運営)

日本銀行は、物価安定のもとでの持続的成長を実現するため、「中長期的な物価安定の理解」(金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率)を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている³。

まず、第1の柱、すなわち先行き2011年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについて点検する。上述した通り、わが国経済は持ち直しを続けていくと考えられる。また、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比は、2009年度後半以降、下落幅が徐々に縮小していくと見込まれる。こうした動きが持続すれば、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路に復していく展望が拓けると考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気については、新興国・資源国の経済情勢など、上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある。一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

³ 2009年4月に点検した「中長期的な物価安定の理解」は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている。

以上の2つの柱による点検を踏まえ、金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく方針である。日本銀行としては、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰していくことを粘り強く支援していく考えである。

以 上

(参考1)

2009～2011年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009年度	-3.3～-3.2 < -3.2 >	-5.3～-5.0 < -5.2 >	-1.5～-1.5 < -1.5 >
7月時点の見通し	-3.7～-3.0 < -3.4 >	-6.0～-5.8 < -5.9 >	-1.5～-1.2 < -1.3 >
2010年度	+0.8～+1.3 < +1.2 >	-1.5～-1.0 < -1.4 >	-0.9～-0.7 < -0.8 >
7月時点の見通し	+0.6～+1.1 < +1.0 >	-2.1～-1.5 < -2.1 >	-1.2～-0.7 < -1.0 >
2011年度	+1.6～+2.4 < +2.1 >	-1.0～-0.3 < -0.7 >	-0.7～-0.4 < -0.4 >

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

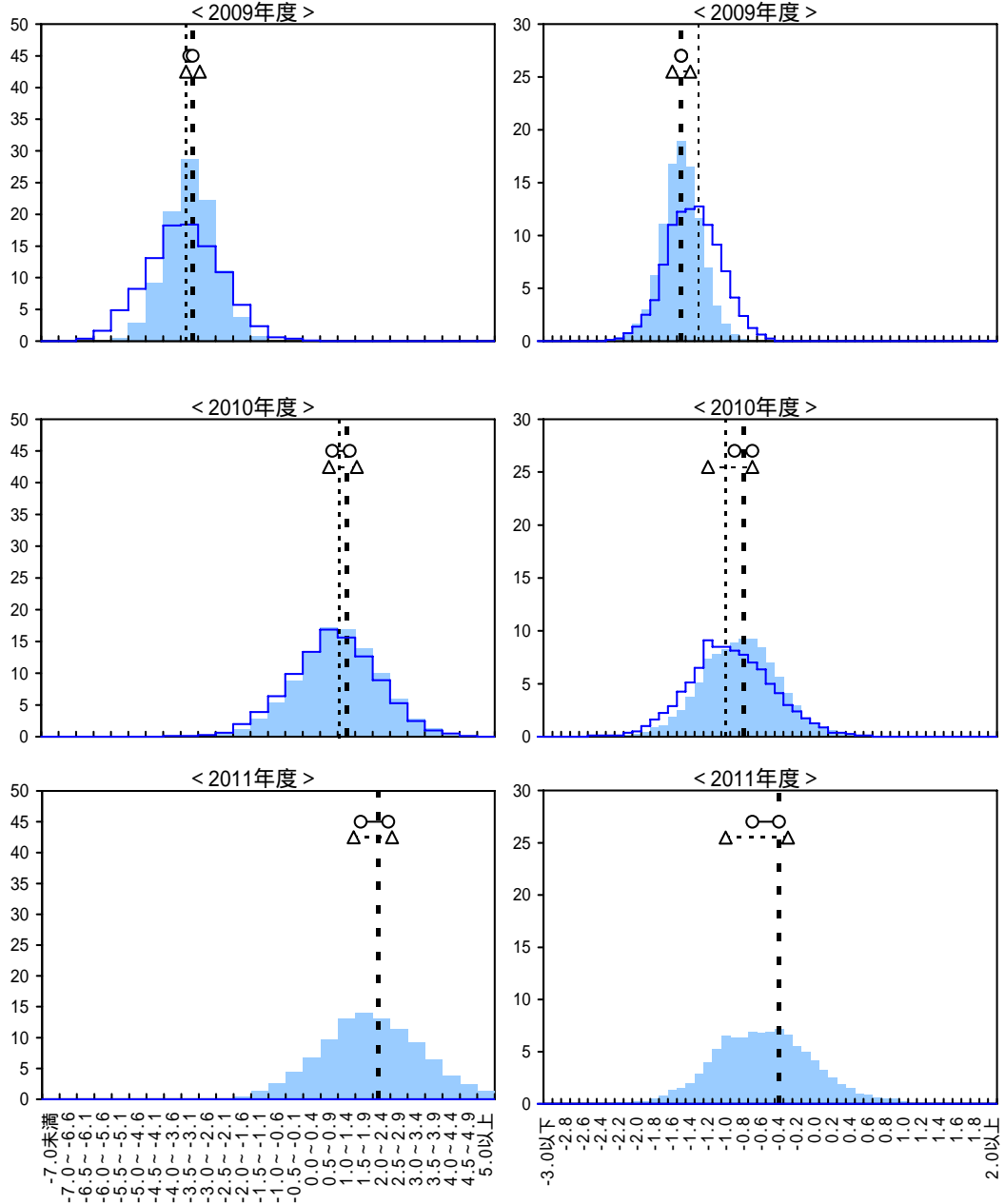
	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009年度	-3.4～-3.0	-5.4～-5.0	-1.6～-1.4
7月時点の見通し	-3.8～-3.0	-6.2～-5.7	-1.6～-1.2
2010年度	+0.7～+1.5	-1.5～-0.9	-1.2～-0.7
7月時点の見通し	+0.5～+1.5	-2.1～-1.4	-1.2～-0.6
2011年度	+1.4～+2.5	-1.1～+0.2	-1.0～-0.3

(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP

(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2009年7月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2009年7月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(21年11月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年11月20日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年11月20日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直している。すなわち、公共投資が振れを伴いつつも増加を続けているほか、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国の回復などを背景に、輸出や生産も増加を続けている。設備投資は、厳しい収益状況などを背景に減少を続けてきたが、最近では下げ止まりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、下落している。
3. 先行きの中心的な見通しとしては、2010 年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移すると想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。
4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済情勢など上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
5. 金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく方針である。日本銀行としては、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰していくことを粘り強く支援していく考えである。

以 上

(21年11月20日承認)

2009年7月から2010年6月の金融政策決定会合の開催予定日等の変更に関する件

(案件)

2009年7月から2010年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)
2009年11月20日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2009年7月～2010年6月)

下線のとおり変更

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2009年7月	14日<火>・15日<水>	8月14日<金>		16日<木>
8月	10日<月>・11日<火>	9月25日<金>		12日<水>
9月	16日<水>・17日<木>	10月19日<月>		18日<金>
10月	13日<火>・14日<水> 30日<金>	11月5日<木> 11月26日<木>	30日<金>	15日<木>
11月	19日<木>・20日<金>	12月24日<木>		24日<火>
12月	17日<木>・18日<金>	1月29日<金>		21日<月>
2010年1月	25日<月>・26日<火>	2月23日<火>		27日<水>
2月	17日<水>・18日<木>	3月23日<火>		19日<金>
3月	16日<火>・17日<水>	4月12日<月>		18日<木>
4月	6日<火>・7日<水> 30日<金> 27日<火>	<u>5月10日<月></u> 5月6日<木> 5月26日<水>	30日<金> 27日<火>	8日<木>
5月	20日<木>・21日<金>	6月18日<金>		24日<月>
6月	14日<月>・15日<火>	未定		16日<水>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・15時

背景説明を含む全文・・・・翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2010年4月)」の背景説明を含む全文は5月1日<土>の14時に公表)

「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(21年12月1日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年12月1日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年12月1日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、臨時の政策委員会・金融政策決定会合を開催し、新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一段の強化を図ることとした。
2. わが国の景気は持ち直しているものの、設備投資や個人消費の自律的回復力はなお弱い状況が続いている。先行きについても、2010年度半ば頃までは持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。物価面では、消費者物価(除く生鮮食

品)の前年比が来年初にかけて下落幅をかなり縮小させた後も、物価の低下圧力は残存するとみられる。金融面をみると、企業金融は、厳しさを残しつつも改善の動きが続いている。しかし、このところの国際金融面での動きや、為替市場の不安定さなどが企業マインド等を通じて実体経済活動に悪影響を及ぼすリスクがあり、この点には十分な注意が必要である。

3．日本銀行は、きわめて低い金利でやや長めの資金を十分潤沢に供給することにより、現在の強力な金融緩和を一段と浸透させ、短期金融市場における長めの金利のさらなる低下を促すことが、現在、金融面から景気回復を支援する最も効果的な手段であると判断した。このため、以下の通り、新しい資金供給手段を導入することを決定した(全員一致^(注1))。

(1)金利：固定金利(無担保コールレート<オーバーナイト物>の誘導目標水準、0.1%)

(2)期間：3か月

(3)担保：国債、社債、CP、証貸債権など全ての日銀適格担保(共通担保方式)

4．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す」ことを決定した(全員一致^(注2))。

5．日本銀行としては、今回の措置が、政府の取組みとも相俟って、日本経済の回復に向けた動きをしっかりと支援していくものと考えている。

6．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行として最大限の貢献を続けていく方針である。

以 上

(注1)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。欠席：野田委員。

(注2)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。欠席：野田委員。

(21年12月18日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年12月18日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年12月18日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2．わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直している。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国の回復などを背景に、輸出や生産は増加を続けている。企業の業況感は、製造業大企業を中心に、緩やかに改善している。設備投資は下げ止まりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は頭打ちとなりつつある。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和した状態が続く中、前年における石油製品価格高騰の反動などから、下落している。

3．先行きの中心的な見通しとしては、2010年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、石油製品価格などの影響が薄れていくため、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

4．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済情勢など上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。また、当面は、国際金融面での動きなどが、企業マインド等を通じて実体経済活動に悪影響を及ぼすリスクについても、引き続き注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。

6．本日の金融政策決定会合では、上記認識のもとで、「中長期的な物価安定の理解（以下、『理解』（注2））」について検討を行った。その結果、委員会としてゼロ%以

下のマイナスの値は許容していないこと、及び、委員の大勢は1%程度を中心と考えていることを、より明確に表現することにより、物価の安定に関する日本銀行の考え方の一層の浸透を図ることが適当であるとの結論に至った。

7. このため、「理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている。」とすることとした。

8. 今回の世界的な金融危機の経験を踏まえ、物価安定のもとでの持続的成長を実現するうえでは、資産価格や信用量の動向など金融面での不均衡の蓄積も含めたリスク要因を幅広く点検していく必要があるとの認識が、各国においても広がっている。日本銀行としては、上記の「理解」を念頭に置いた上で、様々なリスク要因にも十分注意を払いつつ、2つの「柱」^(注3)による点検を行い、適切な金融政策運営に努めていく方針である。

以 上

(注2) 2009年4月に点検した「理解」は、「消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている」であった。

(注3) 第1の柱では、先行きの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについて点検する。第2の柱では、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。

(21年12月18日承認)

2010年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案件)

2010年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)

2009年12月18日

日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2010年1月～12月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2010年1月	25日<月>・26日<火>	2月23日<火>		27日<水>
2月	17日<水>・18日<木>	3月23日<火>		19日<金>
3月	16日<火>・17日<水>	4月12日<月>		18日<木>
4月	6日<火>・7日<水> 30日<金>	5月10日<月> 5月26日<水>	30日<金>	8日<木>
5月	20日<木>・21日<金>	6月18日<金>		24日<月>
6月	14日<月>・15日<火>	7月21日<水>		16日<水>
7月	14日<水>・15日<木>	8月13日<金>		16日<金>
8月	9日<月>・10日<火>	9月10日<金>		11日<水>
9月	6日<月>・7日<火>	10月8日<金>		8日<水>
10月	4日<月>・5日<火> 28日<木>	11月2日<火> 11月19日<金>	28日<木>	6日<水>
11月	15日<月>・16日<火>	12月27日<月>		17日<水>
12月	20日<月>・21日<火>	未定		22日<水>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」 8時50分

「経済・物価情勢の展望」 基本的見解 15時
 背景説明を含む全文 翌営業日の14時
 (ただし、「経済・物価情勢の展望(2010年4月)」の背景説明
 を含む全文は5月1日<土>の14時に公表)

「金融経済月報」 14時
 (「概要」の英訳は14時、全文の英訳
 は翌営業日の16時30分)

(22年1月26日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年1月26日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年1月26日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直している。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国経済の強まりなどを背景に、輸出や生産は増加を続けている。設備投資は下げ止まりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は頭打ちとなりつつある。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給緩和から下落が続いているが、石油製品価格変動の影響が薄れてきたことなどから、下落幅は縮小している。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、2010年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

4. 10月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率は、概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、原油価格高の影響などから、見通しに比べてやや上振れて推移すると予想される。

5. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。また、最近における国際金融面での様々な動きとその影響についても、引き続き注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩

和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

(参考 1)

2009 ~ 2011 年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009 年度	- 2.5 ~ - 2.5 < - 2.5 >	- 5.3 ~ - 5.2 < - 5.3 >	- 1.5 ~ - 1.5 < - 1.5 >
10 月時点の見通し	- 3.3 ~ - 3.2 < - 3.2 >	- 5.3 ~ - 5.0 < - 5.2 >	- 1.5 ~ - 1.5 < - 1.5 >
2010 年度	+ 1.2 ~ + 1.4 < + 1.3 >	- 0.5 ~ - 0.4 < - 0.5 >	- 0.6 ~ - 0.5 < - 0.5 >
10 月時点の見通し	+ 0.8 ~ + 1.3 < + 1.2 >	- 1.5 ~ - 1.0 < - 1.4 >	- 0.9 ~ - 0.7 < - 0.8 >
2011 年度	+ 1.7 ~ + 2.4 < + 2.1 >	- 0.5 ~ 0.0 < - 0.4 >	- 0.3 ~ - 0.1 < - 0.2 >
10 月時点の見通し	+ 1.6 ~ + 2.4 < + 2.1 >	- 1.0 ~ - 0.3 < - 0.7 >	- 0.7 ~ - 0.4 < - 0.4 >

(注 1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を 1 個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注 2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注 3) 2009 年度の実質 GDP 成長率の修正は、過去の実績値の改訂に伴う影響が大きい。

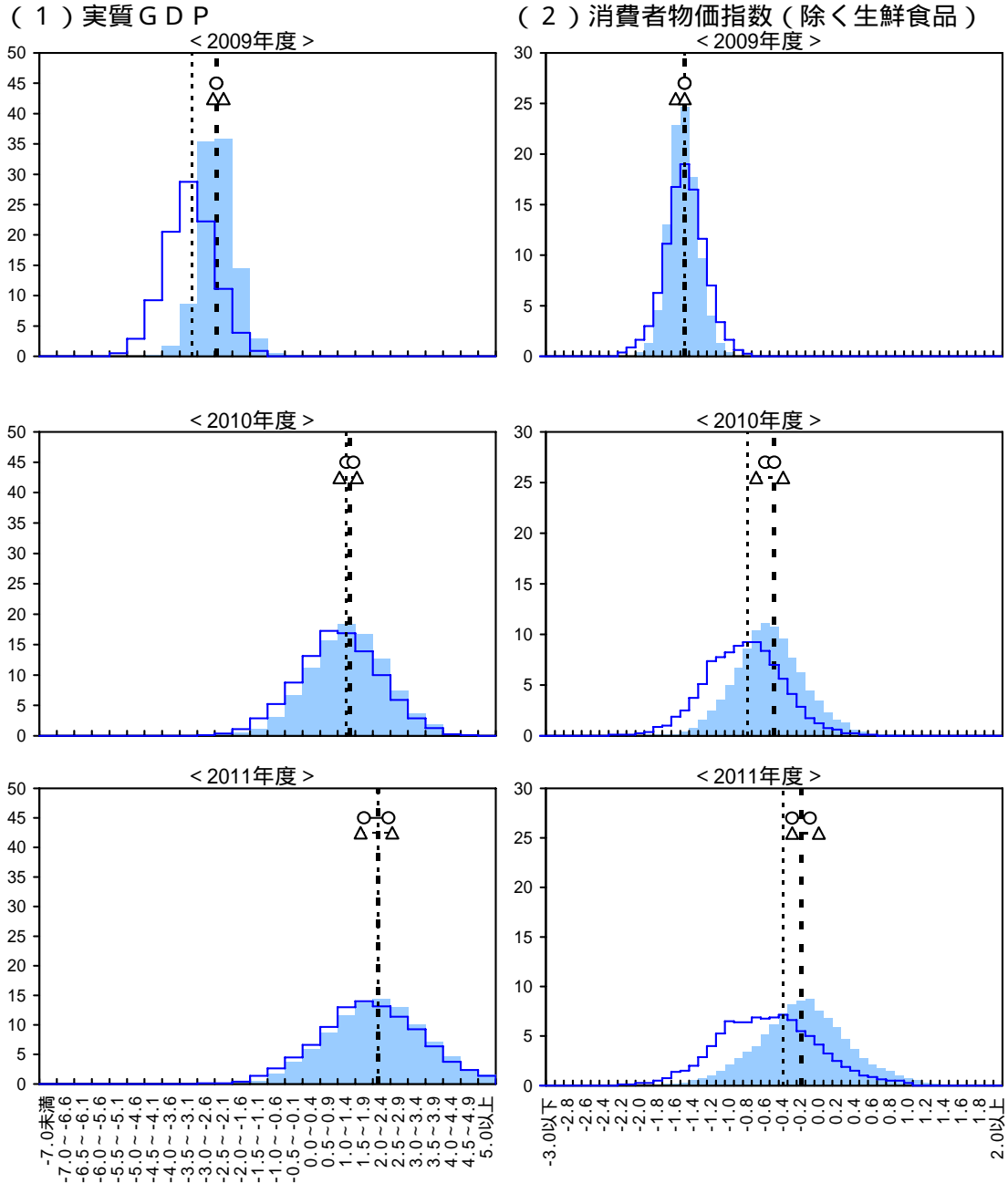
(注 4) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2009 年度	- 2.6 ~ - 2.3	- 5.5 ~ - 5.0	- 1.6 ~ - 1.5
10 月時点の見通し	- 3.4 ~ - 3.0	- 5.4 ~ - 5.0	- 1.6 ~ - 1.4
2010 年度	+ 1.0 ~ + 1.5	- 0.9 ~ - 0.4	- 0.7 ~ - 0.4
10 月時点の見通し	+ 0.7 ~ + 1.5	- 1.5 ~ - 0.9	- 1.2 ~ - 0.7
2011 年度	+ 1.6 ~ + 2.5	- 0.5 ~ + 0.2	- 0.3 ~ 0.0
10 月時点の見通し	+ 1.4 ~ + 2.5	- 1.1 ~ + 0.2	- 1.0 ~ - 0.3

(参考2)

リスク・バランス・チャート



(22年2月18日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年2月18日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年2月18日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直している。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国経済の強まりなどを背景に、輸出や生産は増加を続けている。設備投資は下げ止まりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は頭打ちとなっている。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給緩和から下落が続いているが、石油製品価格の動きなどを反映し、下落幅は縮小している。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、2010年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。また、最近における国際金融面での様々な動きとその影響についても、引き続き注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。金融政策運営に当たっては、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

(22年3月17日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(22年3月17日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2010年3月17日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

- 2．日本銀行は、昨年12月、金融緩和の一段の強化を図るため、固定金利方式の共通担保資金供給オペレーション（固定金利オペ）を新たに導入し、やや長めの金利の低下を促す措置を実施してきている。4月以降、企業金融支援特別オペレーションの残高が漸次減少していくことを踏まえ、固定金利オペを大幅に増額することにより、やや長めの金利の低下を促す措置を拡充することとした^{（注2）}。
- 3．わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直している。すなわち、内外の在庫調整の進捗や海外経済の改善、とりわけ新興国経済の強まりなどを背景に、輸出や生産は増加を続けている。設備投資は概ね下げ止まっている。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直している。公共投資は減少している。この間、金融環境をみると、厳しさを残しつつも、改善の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、経済全体の需給が緩和状態にあるもとで下落しているが、その幅は縮小傾向を続けている。
- 4．先行きの中心的な見通しとしては、2010年度半ば頃までは、わが国経済の持ち直しのペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。その後は、輸出を起点とする企業部門の好転が家計部門に波及してくるとみられるため、わが国の成長率も徐々に高まってくるとみられる。物価面では、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。
- 5．リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米欧のバランスシート調整の帰趨や企業の中長期的な成長期待の動向など、一頃に比べれば低下したとはいえ、依然として下振れリスクがある。また、最近における国際金融面での様々な動きとその影響についても、引き続き注意する必要がある。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

（注2）須田委員および野田委員は、本文中、固定金利オペを大幅に増額することにより、やや長めの金利の低下を促す措置を拡充することについて、反対した。

6 . 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であると認識している。そのために、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。今回のやや長めの金利の低下を促す措置の拡充もこうした方針に基づくものであり、金融政策運営に当たっては、今後とも、きわめて緩和的な金融環境を維持していく考えである。

以 上

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

- (1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成21年10月14日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙1.)を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙1.)を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

担保の種類および担保価格

1 . 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

（ 1 ）略（不変）

（ 2 ）残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 9-8-9 9 %

（ 3 ）略（不変）

（ 4 ）残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-5-9 7 %

（ 5 ）残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 9-3-9 6 %

（ 6 ）残存期間 3 0 年超のもの 時価の 9-2-9 5 %

1 - 2 . 変動利付国債

（ 1 ）残存期間 1 年以内のもの 時価の 9-9-9 8 %

（ 2 ） }
 { 略（不変）
 （ 4 ） }

1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 97.98 %
- (3) 略 (不変)
- (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 94.96 %
- (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 91.94 %
- (6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 88.92 %

1 - 4 . 物価連動国債

- (1) 残存期間 1 年以内のもの 時価の 98.91 %
- (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 97.91 %
- (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 96.89 %
- (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 94.89 %
- (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 92.88 %
- (6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 91.87 %

2 . 政府保証付債券

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 97.98 %
- (3) 略 (不変)
- (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 94.96 %
- (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 92.95 %
- (6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 91.94 %

3 . 略 (不変)

4 . 地方債

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 97.98 %
- (3) 略 (不変)
- (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 94.96 %

(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9-2 <u>9 5</u> %
(6) 残存期間 30 年超のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %
5 . 財投機関等債券	
(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-6 <u>9 7</u> %
(3) 略 (不変)	
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9-3 <u>9 5</u> %
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %
(6) 残存期間 30 年超のもの	時価の 9-0 <u>9 3</u> %
6 . 社債	
(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-6 <u>9 7</u> %
(3) 略 (不変)	
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9-3 <u>9 5</u> %
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %
(6) 残存期間 30 年超のもの	時価の 9-0 <u>9 3</u> %
7 . } 略 (不変)	
8 . }	
9 . 資産担保債券	
(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-6 <u>9 7</u> %
(3) 略 (不変)	
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9-3 <u>9 5</u> %
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %
(6) 残存期間 30 年超のもの	時価の 9-0 <u>9 3</u> %

10 .
} 略(不変)
12 .

13 . 外国政府債券

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超5年以内のもの 時価の~~9-6-9~~ 97 %

(3) 略(不変)

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9-3-9~~ 95 %

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の~~9-1-9~~ 94 %

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9-0-9~~ 93 %

14 . 国際金融機関債券

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超5年以内のもの 時価の~~9-6-9~~ 97 %

(3) 略(不変)

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~9-3-9~~ 95 %

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の~~9-1-9~~ 94 %

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~9-0-9~~ 93 %

15 .
} 略(不変)
17 .

18 . 企業に対する証書貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~9-0-9~~ 91 %

(3) }
(4) } 略(不変)

(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が应当
月内に到来するものを含む。) 残存元本額の~~6-5-7~~ 70 %

19. 不動産投資法人に対する証券貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9-0-9.1%

(3) }
(4) } 略(不変)

(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当
月内に到来するものを含む。) 残存元本額の6-5-7.0%

20. 政府(特別会計を含む。)に対する証券貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9-3-9.4%

(3) }
(4) } 略(不変)

(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当
月内に到来するものを含む。) 残存元本額の7-0-7.5%

21. 政府保証付証券貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9-3-9.4%

(3) }
(4) } 略(不変)

(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当
月内に到来するものを含む。) 残存元本額の7-0-7.5%

22. 地方公共団体に対する証券貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9-3-9.4%

(3) }
(4) } 略(不変)

(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当

月内に到来するものを含む。)

残存元本額の~~70~~75%

(特則)

1. から 14. までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) 貸付債権担保住宅金融支援機構債券

時価の~~92~~95%

(2) 略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成21年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

別表1を横線のとおり改める。

別表1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの

~~1.007~~1.006

ハ．残存期間5年超10年以内のもの	1.017 <u>1.014</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	1.024 <u>1.020</u>
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	1.033 <u>1.029</u>
ヘ．残存期間30年超のもの	1.051 <u>1.036</u>

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	1.001 <u>1.014</u>
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	1.007 <u>1.019</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	1.022 <u>1.026</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	1.022 <u>1.026</u>

(3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	1.013 <u>1.043</u>
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	1.019 <u>1.049</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	1.025 <u>1.056</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	1.038 <u>1.063</u>
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	1.051 <u>1.073</u>
ヘ．残存期間30年超のもの	1.057 <u>1.080</u>

2. 売却の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ．略(不変)	
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.993 <u>0.994</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.984 <u>0.987</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.977 <u>0.981</u>
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.969 <u>0.972</u>
ヘ．残存期間30年超のもの	0.954 <u>0.967</u>

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	0.999 <u>0.987</u>
---------------	-------------------------------

ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.993 <u>0.982</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>

(3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	0.988 <u>0.960</u>
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.982 <u>0.956</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.976 <u>0.949</u>
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.965 <u>0.944</u>
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.954 <u>0.936</u>
ヘ．残存期間30年超のもの	0.948 <u>0.931</u>

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および
分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ．略(不変)	
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.3 <u>99.4</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.4 <u>98.7</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 97.7 <u>98.1</u> %
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 96.8 <u>97.2</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 95.2 <u>96.6</u> %

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 99 ・ <u>998</u> ・7%
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99 ・ <u>398</u> ・2%
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 97 ・ <u>997</u> ・5%
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 97 ・ <u>997</u> ・5%

(3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 98 ・ <u>895</u> ・9%
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 98 ・ <u>295</u> ・4%
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 97 ・ <u>694</u> ・7%
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 96 ・ <u>494</u> ・1%
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 95 ・ <u>293</u> ・2%
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 94 ・ <u>692</u> ・6%

2. 差入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債および
分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

イ．略（不変）	
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100 ・ <u>7100</u> ・6%
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101 ・ <u>6101</u> ・3%
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102 ・ <u>3101</u> ・9%
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 103 ・ <u>2102</u> ・8%
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 104 ・ <u>8103</u> ・4%

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 100 ・ <u>1101</u> ・3%
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100 ・ <u>7101</u> ・8%
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 102 ・ <u>1102</u> ・5%
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102 ・ <u>1102</u> ・5%

(3) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	時価の 101.2 <u>104.1</u> %
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 101.8 <u>104.6</u> %
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 102.4 <u>105.3</u> %
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 103.6 <u>105.9</u> %
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 104.8 <u>106.8</u> %
ヘ．残存期間 30 年超のもの	時価の 105.4 <u>107.4</u> %

(附則)

この一部改正は、平成 21 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙 3

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1 .利付国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

および国庫短期証券

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~0.9930~~0.994

(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの ~~0.9840~~0.987

(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの ~~0.9770~~0.981

(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 0 . 9 6 9 0 . 9 7 2

(6) 残存期間 3 0 年超のもの 0 . 9 5 4 0 . 9 6 7

2 . 変動利付国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの 0 . 9 9 9 0 . 9 8 7

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 0 . 9 9 3 0 . 9 8 2

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 0 . 9 7 9 0 . 9 7 5

(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 0 . 9 7 9 0 . 9 7 5

3 . 物価連動国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの 0 . 9 8 8 0 . 9 6 0

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 0 . 9 8 2 0 . 9 5 6

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 0 . 9 7 6 0 . 9 4 9

(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 0 . 9 6 5 0 . 9 4 4

(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 0 . 9 5 4 0 . 9 3 6

(6) 残存期間 3 0 年超のもの 0 . 9 4 8 0 . 9 3 1

(附則)

この一部改正は、平成 2 1 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

(2) 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」等の一部改正等に関する件 (平成 21 年 10 月 30 日決定)

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」等の一部改正等に関する件

(案 件)

最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」 (平成 20 年 10 月 14 日付政委第 93 号別紙 2 .) を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」 (平成 20 年 10 月 31 日付政委第 101 号別紙 1 .) を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- 3 . 「日本銀行業務方法書中一部変更」 (平成 20 年 10 月 31 日付政委第 101 号別紙 2 .) を別紙 3 . のとおり一部変更すること。
- 4 . 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」 (平成 20 年 12 月 2 日付政委第 117 号別紙 1 .) を別紙 4 . のとおり一部改正すること。
- 5 . 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」 (平成 20 年 12 月 19 日付政委第 124 号別紙 1 .) を別紙 5 . のとおり一部改正すること。
- 6 . 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」 (平成 20 年 12 月 19 日付政委第 124 号別紙 2 .) を別紙 6 . のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」
中一部改正

- 3 . を横線のとおり改める。
- 3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施し、平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日をもって廃止する。

別紙 2 .

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 7 . を横線のとおり改める。
- 7 . 付利の開始および終了
- この基本要領に基づく付利は、平成 2 0 年 1 1 月 1 6 日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、当分の間これを行うものとする平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、~~7 . に定める付利に係る事務が終了した時点をもって廃止する。~~

別紙 3 .

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十年十一月十六日から実施し、「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成二十年十月三十一日決定)の廃止とともに、平成二十二年一月十五日限りその効力を失うものとする。

別紙 4 .

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 2 月 9 日から実施し、平成 2 2 年 1 2 - 3 月 3 1 日をもって廃止する。

別紙 5 .

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~22~~22-~~2~~2-~~1~~1年~~3~~3-~~1~~1月~~3~~3日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 6 .

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~22~~22-~~2~~2-~~1~~1年~~3~~3-~~1~~1月~~3~~3日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(3) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正に関する件 (平成 21 年 12 月 1 日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正に関する件

(案 件)

最近の金融経済情勢の動向を踏まえ、金融緩和の一段の強化を図る観点から、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.)を別紙.のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 .

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

1 . を横線のとおり改める。

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、共通担保資金供給オペレーション (適格担保を根担保として、貸付利率を入札に付して行う公開市場操作としての貸付けをいう。) を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率は、~~これを~~入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。

ロ. 固定金利方式

貸付日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）を貸付利率とする方式。

(2) 利息の徴収

利息の徴収は、（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

（附則） この一部改正は、本日より実施する。